

中日ボランティア賞規程

(目的)

第1条 中日ボランティア賞は、さまざまな福祉分野で積極的にボランティア活動に取り組んでいる団体・グループに贈り、その事業活動を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 中日ボランティア賞は、静岡県下で活動する団体・グループを対象とし、学校活動は原則として対象にしない。

(選考方法)

第3条 中日ボランティア賞の選考審査は、静岡県、静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会など公共機関の推薦により、中日新聞東海本社と中日新聞社会事業団東海支部（以下支部という）に設置する「中日ボランティア賞選考委員会」が行い決定する。委員会は選考にあたって、関係諸団体、学識経験者に協力、調査を依頼し、その意見を聞くことができる。

(選考基準)

第4条 選考、審査はつぎの基準にしたがって行う。
(1) ボランティア活動のすぐれた実績をもち中日ボランティア賞の贈呈によって一層の成果が期待できるもの。
(2) 活動内容が、社会的弱者の必要としているサポートと認められる、あるいは、多くの人・地域の利となると認められるもの。

(推薦締め切り)

第5条 中日ボランティア賞の候補団体の推薦は、毎年6月末までに所定の用紙により中日新聞東海本社に申請すること。

(金額)

第6条 中日ボランティア賞の金額は、1団体・グループにつき15万円とする。

(発表)

第7条 中日ボランティア賞の受賞決定発表は、毎年10月中旬に中日新聞紙上で行う。

(報告書の提出)

第8条 中日ボランティア賞を受賞した団体・グループは、同年度3月31日までにその用途について報告書を支部に提出するものとする。

(その他)

第9条 中日ボランティア賞は、同じ団体・グループに対しては当該年度限りとする。ただし特別の事由のある場合は、この限りではない。また受賞後、著しく社会的信用を損なう事案が判明した場合は受賞を取り消すこともある。

付 則

1. この規程は令和4年4月1日一部改訂。
1. 中日ボランティア賞は、中日新聞社会事業団東海支部設置ならびに中日新聞東海本社開設3周年を記念して昭和59年に制定したものである。